

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○保安林の指定施業要件の変更 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示(2件) ( " )	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示(2件) ( " )	2
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課)	2
○道路の区域変更(5件) (道路課)	4
○道路の供用開始 ( " )	5
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	5
公 告	
○開発行為に関する工事の完了(2件) (都市計画課)	5
高知県教育委員会告示	
○指定技能教育施設の廃止の届出 (教育委員会事務局高等学校課)	5
高知県収用委員会公告	
○公示による送達 (9・9掲示)	5
入札公告	
○一般競争入札(鏡川河川監視カメラ設置委託業務)の公告 (建設管理課)	5
○一般競争入札(図書移転等委託業務)の公告 (教育委員会事務局新図書館整備課)	7
落札公告	
○落札者等の公告(2件) (警察本部会計課)	8

## 告 示

### 高知県告示第483号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
芸西村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び芸西村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第484号

平成28年7月高知県告示第388号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を安田町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北二丁目7番33号  
イ 氏名  
岩崎 利恵子
  - 登記簿記載の住所  
安芸郡安田町正弘37番屋敷  
イ 氏名  
小松 豊松
  - 登記簿記載の住所  
安芸郡安田町正弘39番屋敷  
イ 氏名  
小松 治太郎
  - 登記簿記載の住所  
安芸郡安田町正弘45番屋敷  
イ 氏名  
小松 鷹次
  - 登記簿記載の住所  
安芸郡安田町正弘58番屋敷  
イ 氏名  
山本 兼重

- ア 登記簿記載の住所  
安芸郡安田町中ノ川890番地  
イ 氏名  
山中 静江
  - ア 登記簿記載の住所  
安芸市川北甲5293番地18  
イ 氏名  
小松 博亮
- 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
  - ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
安田町(次の図に示す部分に限る。)  
イ 保安林として指定された目的  
干害の防備  
ウ 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について
  - ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
安田町(次の図に示す部分に限る。)  
イ 保安林として指定された目的  
公衆の保健  
ウ 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

### 高知県告示第485号

平成28年8月高知県告示第457号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を東洋町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - ア 登記簿記載の住所  
安芸郡東洋町野根丙2319番ロ号地  
イ 氏名  
百々 米
  - ア 登記簿記載の住所  
東京都港区南青山五丁目12番24-208号  
イ 氏名  
古川 上子
  - ア 登記簿記載の住所  
大阪市北区天満四丁目14番4-1103号  
イ 氏名  
中村 邦子
  - ア 登記簿記載の住所  
東京都世田谷区等々力六丁目37番19-203号  
イ 氏名

<p>(5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町白浜19番屋敷</p> <p>イ 氏名 明神 通天</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1)ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東洋町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>イ 保安林として指定された目的 潮害の防備</p> <p>ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について</p> <p>(2)ア 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東洋町（次の図に示す部分に限る。国有林に係るものを除く。）</p> <p>イ 保安林として指定された目的 魚つき</p> <p>ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の限度について</p> <p><b>高知県告示第486号</b> 平成28年7月農林水産省告示第1483号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成28年9月13日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 愛知県名古屋瑞穂区仁所町一丁目98番地</p> <p>イ 氏名 元吉 聖昌</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市唐人町3番8号東武ハイライン503号</p> <p>イ 氏名 川村 喜美</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村蕨谷30番地</p> <p>イ 氏名 井上 三之</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村寺村1699番地</p> <p>イ 氏名 片岡 政時</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>吾川郡吾川村寺村1699番地</p> <p>イ 氏名 片岡 政時</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村188番地</p> <p>イ 氏名 片岡 秋英</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 広島市南区宇品海岸一丁目12番32-301号</p> <p>イ 氏名 安部 潤子</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 土佐市高岡町乙2694番地</p> <p>イ 氏名 中川 幸枝</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町加茂1341番地</p> <p>イ 氏名 下川 敏子</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成8年10月農林水産省告示第1626号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第487号</b> 平成28年7月農林水産省告示第1484号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を宿毛市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成28年9月13日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡禰原町影野地47番地</p> <p>イ 氏名 氏原 一祝</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市万々379番地</p> <p>イ 氏名 西村 卓巳</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>幡多郡大正町大字四手ノ川226番地</p> <p>イ 氏名 土居 教義</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 香川県善通寺市上吉田町四丁目6番25号</p> <p>イ 氏名 門脇 照明</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村大道635番地</p> <p>イ 氏名 門脇 鉄典</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 愛媛県北宇和郡広見町大字近永1236番地1</p> <p>イ 氏名 森 光男</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村大道635番地</p> <p>イ 氏名 門脇 幸次</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村大道635番地</p> <p>イ 氏名 門脇 隆江</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 愛媛県宇和島市丸穂町四丁目2番8号</p> <p>イ 氏名 宮崎 直男</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村大字用井1110番地1</p> <p>イ 氏名 八木 美代子</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村伊与野581番地</p> <p>イ 氏名 依岡 竜助</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成8年10月農林水産省告示第1687号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p><b>高知県告示第488号</b> 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事</p>
---	---	--

業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 起業者の名称

南国市

2 事業の種類

南国市学校給食センター建設事業

3 起業地

(1) 取用の部分

南国市東崎三角田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

平成28年7月19日に南国市から申請があった南国市学校給食センター建設事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、南国市内全中学校（分校1校を除く。）に学校給食を提供するために南国市学校給食センターを建設する事業である。

当該施設は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき義務教育諸学校の設置者の任務として設けられる施設であり、衛生的で安全かつ安心な学校給食を提供するとともに、食育を推進するために必要な施設であることから、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である南国市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業の施行により得られる公共の利益について 南国市は、高知県のほぼ中央部に位置し、南は東西約8キロメートルの海岸線により土佐湾に面し、北は笹ヶ峰を起点とする一連の分水嶺を境に本山町に接している。また、東は物部川を介して香美市、香南市と隣接し、西は県都高知市に連なる総面積125.35平方キロメートルの市である。平成27年4月30日現在の人口は、48,367人であり、県内第二の都市である。

交通では、高知県内唯一の空の玄関高知龍馬空港があり、JR土讃線と土佐くろしお鉄道が中央部を横断している。また、市内を横断し高松市へ延びる国道32号線からは南国インターチェンジにより四国横断自動車道に接続、現在では本州四国3架橋により本州と直結しており、交通の要衝に位置している。

産業では、南国オフィスパークや流通団地等の企業団地の整備が進むなど、新産業の拠点として発展を続けている。

本件事業は、市内の全中学校（分校1校を除く。）4校に学校給食を提供するため、学校給食センターを建設整備するものである。

近年、子どもたちを取り巻く「食」を巡る問題として、「食」を大切にす心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、伝統ある食文化の喪失等が深刻化している。こうした現状から国の「食育基本法（平成17年法律第63号）」及び「食育推進基本計画」が制定され、子どもたちを含めた社会全体の積極的な食育の推進が求められている。

小学校においては、全校で、家庭用電気炊飯器を使って炊きたてのご飯を提供する「南国方式」によって自校方式の完全給食を実施しており、食育を市の中心施策と位置付けて行われたこれらの取り組みは、全国的にも高い評価を得ている。

一方、中学校では、市内全校（分校1校を除く。）4校において、これまで「中学生は思春期特有の心の揺れがある時期であり、保護者と子どもの心の絆をつなぐものの一つに弁当がある」等の観点から、弁当持参としており、学校給食は実施していない。

しかし、平成21年3月、南国市PTA連合会が中学校給食に対する保護者の意向を把握するために行ったアンケート調査では、90パーセントを超える保護者が中学校給食の実施を希望する結果となった。

これを受け、南国市教育委員会では、「南国市中学校給食を考える会」を平成22年2月に設置し議論を重ねた。平成23年3月には、「食育のまち南国市にふさわしい中学校給食を実現する会」から、市内有権者5,244人の署名と請願書が提出された。同年6月には、保護者（中学校PTA）との懇談会を実施し、中学校給食実施への強い要望が多く出された。こうした背景には、保護者を含めた地域社会が、小学校における学校給食を含めた食育の推進を高く評価していることや、成長期にある中学生の栄養バランス等への懸念があるものといえる。

平成24年10月には、「南国市中学校給食実施検討委員会」を設置し、中学校給食の実施及び調理方式等の具体

的方策について審議が行われ、平成25年2月に、センター方式による給食の実施を推奨する旨の答申が出された。

なお、同時期に行われたパブリックコメントにおいても、早期実現を望む声が寄せられた。

こうした経緯を踏まえ、平成25年6月議会では、センター方式による中学校給食実施方針を、平成26年2月議会では、平成29年度中の供用開始を市長が表明した。

本件事業の起業地は、給食提供の対象となる中学校4校の中心に位置し、中でもそのうちの1校である蔦ヶ池中学校に隣接している。市役所にも近く交通のアクセスも良く、周辺ではインフラ整備が進められており、県道領石後免線の狭隘部分の拡幅や国道195号線の延伸も進捗している。また、日常の給食配送はもちろんのこと、大規模災害時には、これらの利便性を活用し、各避難所への配送も可能となる。また、起業地の標高は約18メートルであり、浸水外エリアであるとともに、南国・立田・介良の各変電所からの送電ネットワーク内に立地し、電力の安定供給を得ることができる。

本件事業により新たに開設する南国市学校給食センターは、南国市内全中学校（分校1校を除く。）の生徒数1,084人に、各校の教職員数及び給食センター職員数を勘案し、通常一日1,300食、最大では1,600食の調理機能を持たせることを予定している。また、安全・安心・多様性に配慮した中学校給食の提供が行えるものとし、食育推進の拠点施設として機能するように、調理工程を見学できるルートや研修室を備え、アレルギー専用調理室の設置も予定している。

加えて、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震等の災害時においては、食料供給拠点施設として、3,600食の炊飯を5回行えることを想定している。

本件事業は、中学校給食の提供により、適切な栄養の摂取による健康保持推進や今日求められている食育推進に比べ得るものであり、地域に大きく貢献することができるものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業者である南国市の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋

蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。また、南国市は、本件事業の施行において、起業地の生活環境に及ぼす影響は極めて少ないとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地として、給食を提供する学校に効率的に配送することができるよう、交通の便がよく、地震、津波等の災害による被害を受けにくいことを必須条件に、南国市中心部において3箇所の候補地を選定し、更に面積、合理性、経済性及び早期実現性等も含め、あらゆる角度から適地性についての比較検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、起業地の地盤が特に強固で良質であり、加えて最も早期に実現可能であることから、最適であると判断される。

このことから、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業により建設される施設面積は、学校給食衛生管理基準に定められた学校給食施設として必要な事項を勘案して決定されており、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について  
ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、保護者から早期実現を強く望まれている。利用者及びその関係者、また、地域社会を含めた食育や食文化の推進のためにも、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供

される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
南国市役所 別棟2階会議室

高知県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年9月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐口屋 内字ヒジリ150番2 から 四万十市西土佐口屋 内字ヒジリ150番3 まで	前	2.9 } 4.6	24
	後	3.2 } 6.5	

高知県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年9月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市安芸ノ川字大 久保甲335番1から 安芸市安芸ノ川字大 久保甲332番1まで	前	22.9 } 32.8	49
	後	23.8 } 43.8	

高知県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年9月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七里仁井田
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町七里 字井マエ乙1983番か ら 高岡郡四万十町七里 字岡崎乙1018番1ま で	前	3.2 } 8.5	287
	後	6.0 } 15.0	

高知県告示第492号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年9月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大用大方
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町加持字 西中ノタハ2512番1 から 幡多郡黒潮町加持字 西中ノタハ2516番ま で	前	3.2 }	76
	後	12.4 }	
		12.7 }	76
		24.1 }	

高知県告示第493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年9月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 橋上平田
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市山奈町芳奈字 孫右衛門沢2967番1 から 宿毛市平田町戸内字 東芳奈口1968番1ま で	前	9.2 }	125
	後	27.8 }	
		12.8 }	125
		60.8 }	

高知県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年9月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長	供用開始年月日

	(メートル)	
吾川郡仁淀川町明戸岩字ヤ スバウ子1755番2から 吾川郡仁淀川町明戸岩字ハ ンドガタキ1077番5まで	240	平成28年9月13 日

高知県告示第495号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市高岡 町字鴨供田 乙	2641番9	6.00	53.16	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成28年6月23日 28高安土第632号	安芸市西浜字梅ノ木 田5701ほか	安芸市矢ノ丸一丁 目4-40 安芸市長 横山 幾夫

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名

平成28年8月16日 28高東土第1065号	香南市野市町本村字 ひかり田247番1ほ か	香南市野市町西野 2704番地2 土佐香美農業協同 組合 代表理事 中内 英夫
---------------------------	------------------------------	---

教 育 委 員 会 告 示

高知県教育委員会告示第5号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、指定技能教育施設の廃止について、次のとおり届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年9月13日

高知県教育長 田村 壯児

指定技能教育施設 の名称	指定技能教育施設の 所在地	廃止予定年月日
高知県医師会准看 護学院	高知市丸ノ内一丁目 7番45号	平成31年3月31日

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第138条第1項及び第2項の規定により読み替えて準用する同法第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているもので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成28年9月30日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成28年9月9日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 書面の種類  
平成28年9月7日付け権利取得及び明渡し of 裁決書
- 2 書面の交付を受ける者の住所及び氏名  
高知市春野町西畑字放レ須賀2109番8の土地を目的とする抵当権（昭和11年2月12日 第695号）の権利者のうち次の者  
住所及び氏名不明 亡森和二郎の相続人

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年9月13日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 入札に付する事項

## (1) 特定役務の名称及び数量

鏡川河川監視カメラ設置委託業務 一式

## (2) 特定役務の特質等

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 特定役務の履行期間

特定役務に係る契約の締結の日から平成29年3月25日まで

## (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、知事が別に定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。

ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であ

ること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

## 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部建設管理課

電話番号088-823-9813

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成28年9月13日(火)から同年10月24日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成28年9月13日午前9時から同年10月24日午後5時までの間に高知県土木部建設管理課のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/>)で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年10月25日(火)午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成28年10月24日午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁地下 第3会議室

## 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年10月7日(金)午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成28年9月26日(月)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the operations to be procured: Commission for the installation of the Kagamigawa River surveillance camera 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to

certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 7 October 2016

- (3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Tuesday 25 October 2016
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 24 October 2016
- (5) Contact: Construction Management Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan  
Tel: 088-823-9813
- (6) Others: As in the tender documentation

~~~~~

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年9月13日

高知県教育長 田村 壯児

#### 1 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称及び数量  
図書移転等委託業務 一式
- (2) 特定役務の特質等  
入札説明書による。
- (3) 特定役務の履行期間  
平成28年11月29日から平成30年6月8日まで
- (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、高知県知事が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあっては、この限りでない。

ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) 高知県における「平成27～29年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成27年度から平成29年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成26年9月高知県告示第555号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

#### 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内二丁目4番1号 保健衛生総合庁舎1階

高知県教育委員会事務局新図書館整備課

電話番号088-821-4931

なお、平成28年10月下旬に住所を移転する予定であるため、これ以降の住所については電話により問い合わせること。

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成28年9月13日(火)から同年10月27日(木)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成28年9月13日午前9時から同年10月27日午後5時までの間に高知県教育委員会事務局新図書館整備課のホームページ

(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/312201/>)で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年11月11日(金)午後2時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成28年11月10日(木)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4番1号 保健衛生総合庁舎5階 小会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年10月27日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県教育長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに同じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項  
2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成28年10月14日(金)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。  
なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured: Development of a shelving plan, and a plan for the transportation of library materials and other materials for Kochi Prefectural Library and Kochi Municipal Library

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 27 October 2016

(3) Date and time for tender (by hand): 2:00 P.M. on Friday 11 November 2016

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Thursday 10 November 2016

(5) Contact: New Library Facilitation Division, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, Kochi Prefectural Government, Health and Sanitation Building 1st Floor, 2-4-1 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan  
Tel: 088-821-4931

(6) Others: As in the tender documentation

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。  
平成28年9月13日

高知県警察本部長 上野 正史

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
交通事故情報管理システム等改修委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 落札者を決定した日  
平成28年7月15日
- 落札者の氏名及び住所  
株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 落札金額  
57,240,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日  
平成28年5月27日

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。  
平成28年9月13日

高知県警察本部長 上野 正史

- 落札に係る借入物品の名称及び数量  
出先所属用小型サーバー式 19組
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 落札者を決定した日  
平成28年7月22日
- 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県高松市中野町29番2号
- 落札金額  
月額 419,904円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日  
平成28年5月31日